

物 品 等 郵 便 入 札 心 得

第1 入札の参加

- 1 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格審査申請書に参加に必要な資格に関する当該管公署の証明書又はその他資格を証明する書類を添えて契約担当者に提出しなければならない。
- 2 申請書の提出があったときは、審査のうえ、これを決定し、当該申請人に落札決定をもってその旨を通知する。

第2 入札保証金

- 1 入札保証金は免除する。

第3 入札方法

- 1 入札参加者は、通知書を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 2 入札書は、市が定める様式により作成し、入札書を封入する封筒に「入札書」と記し、入札者の商号又は氏名を明記しなければならない。また、封筒には割印をすること。
- 3 前項に従って作成した入札書及び封筒は外封筒に入れて提出期限までに郵送しなければならない。ただし、契約担当者に直接持参する場合は、外封筒は不要とする。
- 4 郵便入札参加者の入札書の提出期限は、入札通知に定めるところによる。

第4 入札の辞退

- 1 指名競争入札の参加者の指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - （1） 入札執行前 入札辞退届を契約担当課（財政課）に直接持参し、又は入札前日までに到着するように郵送する。
 - （2） 入札執行中 入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出する。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第5 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 2 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 3 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

第6 入札回数

- 1 入札回数は1回とする。

第7 無効の入札

- 1 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - （1） 入札参加者の資格がない者のした入札
 - （2） 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
 - （3） 入札書記載の金額を加除訂正したもの又は氏名に押印のないもの若しくはその記載が確認できないもの
 - （4） 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - （5） 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定に該当するほか不正の行為があったもの
 - （6） 同一人が同一事項について二通以上の入札をしたもの
 - （7） 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は二人以上の代理をした者のした入札
 - （8） 明らかに連合と認められる入札
 - （9） 予定価格を上回る価格で入札したもの
 - （10） その他入札に関する条件に違反した入札

第8 落札者の決定

- 1 物件の製造、修繕、買入、借入に関する入札については、予定価格以内で最低価格の入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、その価格以上のものでなければならない。
- 2 物件の売払い又は貸付等に関する入札については、予定価格以上で最高の価格の入札をした者を落札者とする。
- 3 落札者となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

第9 異議の申立て

- 1 入札をした者は、入札後に通知書についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第10 契約保証金等

- 1 契約保証金は免除する。

第11 契約書等の提出

- 1 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から七日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得てこの期間を延長することができる。
- 2 落札者が期間内に契約書案を提出しないときは、落札はその効力を失う。
- 3 契約書の先性を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。